

株 主 各 位

岡山市北区清心町4番31号

岡山県貨物運送株式会社

取締役社長 原 田 和 充

第110回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第110回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、株主総会開催時点での新型コロナウイルスの流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

なお、当日ご来場されない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和4年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和4年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 岡山市北区清心町4番31号 当社会議室
3. 目的事項

報告事項

1. 第110期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第110期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本株主総会招集通知に掲載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.okaken.co.jp>）に掲載させていただきます。

《お願い》

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、以下のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

- ・株主総会へのご出席をご検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にもご留意いただきまして、くれぐれもご無理をなさませぬようお願い申し上げます。
- ・マスクをご着用のうえご来場くださいますようご協力をお願い申し上げます。
- ・会場入口及び会場内に消毒液を設置いたします。
- ・当社係員はマスクを着用させていただきます。

◎新型コロナウイルスをめぐる状況の変化により、上記会場の使用が困難となった場合には、会場の変更をする可能性がございます。その場合には、速やかにインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.okaken.co.jp>）で変更後の会場をお知らせいたしますので、株主様におかれましては、当日ご来場前に必ずインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.okaken.co.jp>）をご確認くださいようお願い申し上げます。

事業報告

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が断続的に発出されるなど、極めて厳しい事業環境となりました。ワクチン接種が進む中、昨年11月頃には感染拡大が落ち着き始め、景気はゆるやかな回復の動きが見られました。しかしオミクロン株の大流行や原材料価格の上昇、加えて半導体等の部品供給不足により景気回復は弱いものとなりました。またロシア・ウクライナ情勢による経済不安もあり依然として先行き不透明な状況となっております。

運輸業界におきましても、国内貨物輸送量は微増で推移しておりますが、燃料価格の高騰や製造業の減産の影響を受け大変厳しい状況が続いております。

このような経済環境下、当社グループは、当年の目標を「営業力の強化と生産性の向上」と定め、新規得意先開拓を中心に営業を強化しております。また人員不足が続く中で、業務の効率化を図り生産性の向上にも努めております。

その結果、当連結会計年度の営業収益は392億7千7百万円（前連結会計年度比99.4%）、経常利益は14億5百万円（前連結会計年度比90.6%）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、固定資産売却益の計上等により12億4千2百万円（前連結会計年度比113.1%）となりました。

当連結会計年度の事業セグメントの状況は、次のとおりであります。

① 貨物運送関連事業

貨物運送関連事業につきましては、貨物取扱量が前連結会計年度に比べやや回復しましたが、「収益認識に関する会計基準」等の適用により、営業収益は375億1千万円となり、連結営業収益全体の95.5%となりました。

② 石油製品販売事業

石油製品販売事業につきましては、商品販売価格の上昇等により、営業収益は10億6百万円となり、連結営業収益全体の2.6%となりました。

③ その他

その他につきましては、自動車用品販売、フォークリフト販売及び一般労働者派遣等を含んでおり、営業収益は7億6千万円となり、連結営業収益全体の1.9%となりました。

セグメントの名称	当連結会計年度（百万円） （令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）	前期比（%）
貨物運送関連事業	37,510	98.7
石油製品販売事業	1,006	128.7
その他	760	105.5
合計	39,277	99.4

(2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の収束がまだ見えず、またウクライナ情勢により原油価格や原材料価格が高騰し、さらには円安ともあいまって経済の低迷は避けられず、景気回復も鈍いものになると予想され、大変厳しい経営環境が続くものと予想されます。

そうした中、業務効率化と長時間労働の是正を行い、働きやすい職場づくりを推進し、さらには適正運賃収受と付帯作業料等の諸料金収受を継続的に進めてまいります。同時に輸送品質向上とコストの削減を進め、お客様から信頼され、ともに発展できる企業として業績の向上に努める所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当社グループでは、顧客に対する、より高い輸送品質の向上及び同業者間の競争の激化に対応するため、貨物運送関連事業を中心に28億6百万円の設備投資を実施いたしました。その主なものは、車両10億8千9百万円と、新本社屋建替8億6千9百万円及び名古屋主管支店荷捌場増築2億5千5百万円であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度中における必要資金は金融機関からの借入金及び自己資金によってまかないました。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 107 期 (平成31年3月期)	第 108 期 (令和2年3月期)	第 109 期 (令和3年3月期)	第 110 期 (当連結会計年度) (令和4年3月期)
営業収益 (百万円)	43,314	42,398	39,499	39,277
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,345	1,121	1,098	1,242
1株当たり当期純利益 (円)	663.33	553.17	542.07	613.16
総 資 産 (百万円)	43,020	41,380	42,180	42,556
純 資 産 (百万円)	16,103	16,978	18,091	19,092

(注) 第110期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を適用しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 107 期 (平成31年3月期)	第 108 期 (令和2年3月期)	第 109 期 (令和3年3月期)	第 110 期 (当事業年度) (令和4年3月期)
営業収益 (百万円)	37,730	37,028	34,758	34,109
当期純利益 (百万円)	1,122	970	904	993
1株当たり当期純利益 (円)	553.40	478.82	446.33	490.33
総 資 産 (百万円)	38,125	36,418	37,054	37,480
純 資 産 (百万円)	13,369	14,070	14,979	15,752

(注) 第110期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を適用しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
岡山県貨物鋼運株式会社	30 百万円	100 %	貨物自動車運送事業
彦崎通運株式会社	30	100	貨物自動車運送事業
マルケー商事株式会社	30	100	石油製品販売業
マルケー自動車整備株式会社	20	100	自動車修理業

(7) 主要な事業内容 (令和4年3月31日現在)

事業区分	内 容
貨物運送関連事業	当社グループの主要な業務であり、当社及び子会社の岡山県貨物鋼運株式会社を含む5社が従事しており市場のニーズに対応した輸送品質を開発して幅広いサービスを提供しております。子会社のマルケー自動車整備株式会社が自動車修理部門を担当しており、トラックターミナル業を関連会社である岡山県トラックターミナル株式会社及び山陽コンテナトランスポート株式会社が貨物利用運送事業を営んでおります。
石油製品販売事業	子会社のマルケー商事株式会社は出光興産株式会社の代理店としてグループ各社並びに得意先に対して石油製品の販売を営んでおります。
そ の 他	子会社のマルケー商事株式会社は自動車用品の販売、建設及び保険代理業を行い、岡山エールフォークリフト株式会社はフォークリフト販売業を行っており、また、ハートスタッフ株式会社が一般労働者派遣業を営んでおります。

(8) 主要な事業所 (令和4年3月31日現在)

当 社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	岡 山 市 北 区	岡 山 主 管 支 店	岡 山 市 中 区
津 山 主 管 支 店	岡 山 県 津 山 市	倉 敷 主 管 支 店	岡 山 県 倉 敷 市
福 山 主 管 支 店	広 島 県 福 山 市	広 島 主 管 支 店	広 島 市 中 区
米 子 主 管 支 店	鳥 取 県 米 子 市	福 岡 主 管 支 店	福 岡 市 東 区
四 国 主 管 支 店	香 川 県 坂 出 市	兵 庫 主 管 支 店	兵 庫 県 姫 路 市
大 阪 主 管 支 店	兵 庫 県 尼 崎 市	名 古 屋 主 管 支 店	愛 知 県 小 牧 市
東 京 主 管 支 店	東 京 都 江 戸 川 区	北 陸 主 管 支 店	石 川 県 白 山 市

子会社

名 称	所 在 地
岡 山 県 貨 物 鋼 運 株 式 会 社	岡 山 県 倉 敷 市
彦 崎 通 運 株 式 会 社	岡 山 市 北 区
マ ル ケ ー 商 事 株 式 会 社	岡 山 市 北 区
マ ル ケ ー 自 動 車 整 備 株 式 会 社	岡 山 市 南 区

(9) 使用人の状況（令和4年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数(名)	前連結会計 年度末比増減(名)
貨物運送関連事業	2,353	82減
石油製品販売事業	13	—
その他の他	32	5増
合計	2,398	77減

(注) 使用人数は就業人員であり、使用人数には臨時雇用者数408名を含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比 増減	平均年齢	平均勤続年数
2,054名	61名減	44.9歳	16.3年

(注) 使用人数は就業人員であり、使用人数には臨時雇用者数348名を含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況（令和4年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社中国銀行	5,399 百万円
三井住友信託銀行株式会社	4,900
株式会社商工組合中央金庫	784

2. 会社の株式に関する事項（令和4年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 4,000千株
- ② 発行済株式の総数 2,027千株（自己株式172千株を除く）
- ③ 株主数 1,511名
- ④ 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	152千株	7.51%
西 尾 総 合 印 刷 株 式 会 社	135	6.69
マ ル ケ ー 従 業 員 持 株 会	132	6.52
福 山 通 運 株 式 会 社	100	4.93
株 式 会 社 中 国 銀 行	94	4.68
両 備 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	93	4.63
T O Y O T I R E 株 式 会 社	67	3.32
堀 口 祐 司	62	3.05
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	58	2.86
株 式 会 社 岡 山 マ ツ ダ	47	2.34

- (注) 1. 当社は自己株式172,970株を保有しておりますが、上記大株主からは除外してあります。
2. 持株比率は自己株式（172,970株）を控除して計算しております。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況(令和4年3月31日現在)

(※は代表取締役)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
* 取締役会長	遠 藤 俊 夫	東京営業本部本部長 岡山県貨物鋼運株式会社 代表取締役会長 彦崎通運株式会社 代表取締役会長 マルケー萩貨物自動車株式会社 代表取締役会長 マルケー自動車整備株式会社 代表取締役会長 山陽コンテナトランスポート株式会社 代表取締役社長 岡山県トラックターミナル株式会社 代表取締役社長 岡山空港ターミナル株式会社 監査役 四国トラックターミナル株式会社 監査役
* 取締役社長	原 田 和 充	大阪営業本部本部長 昭和工運株式会社 代表取締役会長
取締役副社長	馬屋原 章	マルケー商事株式会社 代表取締役会長 ハートスタッフ株式会社 代表取締役社長 丸一倉庫運輸株式会社 代表取締役会長
専務取締役	村 上 明 久	岡山主管支店長
専務取締役	安 原 秀 二	大阪主管支店長
取 締 役	関 裕 二	米子主管支店長
取 締 役	中 澤 正 樹	経理部長
取 締 役	荒 田 治 通	
取 締 役	笹 原 直 之	広島主管支店長
取 締 役	亀 山 祐 二 郎	東京主管支店長
取 締 役	奥 川 朋 正	福山主管支店長
取 締 役	小 川 貴 広	倉敷主管支店長
取 締 役	曾 我 達 彦	営業部長
取 締 役	西 尾 源 治 郎	西尾総合印刷株式会社 代表取締役社長
取 締 役	有 澤 和 久	有澤会計事務所 代表 株式会社ウエスコホールディングス 社外監査役 株式会社アルファ 社外監査役
常勤監査役	若 狹 慎 一	
監 査 役	中 山 紀 昭	公認会計士中山紀昭事務所 代表 イオンディライトアカデミー株式会社 会計参与 アクティア株式会社 会計参与
監 査 役	宮 原 秀 樹	損害保険ジャパン株式会社 執行役員待遇岡山支店長

- (注) 1. 取締役のうち西尾源治郎及び有澤和久の両氏は、社外取締役であります。
2. 取締役のうち西尾源治郎及び有澤和久の両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役のうち中山紀昭及び宮原秀樹の両氏は、社外監査役であります。

4. 常勤監査役若狭慎一氏は当社の経理部門において40年間勤務した経験を有するものであり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

①令和3年5月28日付で、取締役の兼職先における地位が以下のように変更となりました。

氏名	新	旧
遠藤俊夫	山陽コンテナトランスポート株式会社 代表取締役社長	—

②令和3年6月10日付で、取締役の兼職先における地位が以下のように変更となりました。

氏名	新	旧
遠藤俊夫	岡山県貨物鋼運株式会社 代表取締役会長 マルケー萩貨物自動車株式会社 代表取締役会長	丸一倉庫運輸株式会社 代表取締役会長
原田和充	昭和工運株式会社 代表取締役会長	—
馬屋原章	マルケー商事株式会社 代表取締役会長 丸一倉庫運輸株式会社 代表取締役会長	マルケー商事株式会社 代表取締役社長

③令和3年6月16日付で、取締役の兼職先における地位が以下のように変更となりました。

氏名	新	旧
遠藤俊夫	岡山県トラックターミナル株式会社 代表取締役社長	—

④令和3年6月22日付で、取締役の兼職先における地位が以下のように変更となりました。

氏名	新	旧
遠藤俊夫	岡山空港ターミナル株式会社 監査役	—

⑤令和3年6月26日付で、取締役の兼職先における地位が以下のように変更となりました。

氏名	新	旧
遠藤俊夫	四国トラックターミナル株式会社 監査役	—

⑥令和3年6月29日付で、取締役の地位が以下のように変更となりました。

氏名	新	旧
遠藤俊夫	取締役会長	取締役社長
原田和充	取締役社長	常務取締役
馬屋原章	取締役副社長	常務取締役

⑦令和3年6月29日開催の第109回定時株主総会終結の時をもって取締役安原 晃氏は任期満了により退任いたしました。

⑧令和3年6月29日開催の第109回定時株主総会において、小川貴広氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。

⑨令和3年6月29日開催の第109回定時株主総会において、曾我達彦氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。

⑩令和4年2月1日付で、取締役の担当を以下のように変更いたしました。

氏名	新	旧
荒田 治通	—	総務部長

(2) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況及び当社との関係

区分	氏名	兼職先会社名	兼職の内容	関係
取締役	西尾 源治郎	西尾総合印刷株式会社	代表取締役社長	当社は西尾総合印刷株式会社より物品購入を行っております。
取締役	有澤 和久	有澤会計事務所	代表	有澤会計事務所と当社との間に取引関係はありません。
		株式会社ウエスコホールディングス	社外監査役	株式会社ウエスコホールディングスと当社との間に取引関係はありません。
		株式会社アルファ	社外監査役	株式会社アルファと当社との間に取引関係はありません。
監査役	中山 紀昭	公認会計士中山紀昭事務所	代表	公認会計士中山紀昭事務所と当社との間に取引関係はありません。
		イオンディライトアカデミー株式会社	会計参与	イオンディライトアカデミー株式会社と当社との間に取引関係はありません。
		アクティア株式会社	会計参与	アクティア株式会社と当社との間に取引関係はありません。
監査役	宮原 秀樹	損害保険ジャパン株式会社	執行役員待遇岡山支店長	損害保険ジャパン株式会社と当社との間には保険契約の取引関係があります。

② 社外役員の名な活動状況等

区分	氏名	主な活動状況
取締役	西尾源治郎	当期開催の定例取締役会6回のうち6回に出席いたしております。主に経験豊富な経営の専門家としての見地から、当社の業務執行に対する適切な監督と特に経営全般にわたる大局的及び有益な発言を行っております。また、取締役会において、取締役会の意味決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役	有澤和久	当期開催の定例取締役会6回のうち6回に出席いたしております。主に公認会計士及び税理士としての豊かな経験・専門的見地から、当社の経営全般に対し適切な監督や助言を行い、特にコーポレートガバナンス等の強化に関わる発言をしております。また、取締役会において、取締役会の意味決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	中山紀昭	当期開催の定例取締役会6回及び監査役会6回のうち取締役会6回及び監査役会6回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意味決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役	宮原秀樹	当期開催の定例取締役会6回及び監査役会6回のうち取締役会5回及び監査役会6回に出席いたしました。長年にわたる保険業界での業務経験から、取締役会の意味決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約に関する概要

当社は、当社及びすべての当社子会社におけるすべての取締役、監査役を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担する事となった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

⑤ 子会社から受けている報酬等の総額

該当事項はありません。

(3) 取締役及び監査役に対する報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項等

取締役(社外取締役を除く)の報酬は金銭報酬とし、株主総会決議でご承認を得た範囲内の基本報酬、賞与、役員退職慰労金(積立型退任時報酬)で構成しております。

また、役付役員を兼務する取締役については、役付役員としての役位・業績等も取締役報酬の要素としております。

報酬水準及び取締役の個人別の報酬における以下の各報酬の割合については、各取締役の職務及び成果のほか、会社の業績、社会情勢を考慮して設定しております。

なお、基本報酬及び賞与の評価配分については、取締役会の承認を得て代表取締役が行っております。当該権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

1. 基本報酬は、会社業績及び従業員給与とのバランス等を考慮の上、過年度の担当部門業績に対する評価等を総合勘案して、取締役会の承認を得て代表取締役が決定した支給額を毎月支給しております。
2. 賞与は、具体的な目標値は定めておりませんが、事業年度の業績を勘案し、賞与を支給するのに十分な連結の当期純利益を確保したと判断される場合、取締役会の承認を得て代表取締役が決定した額を、支給しております。
3. 役員退職慰労金は、職務執行の対価として役員退職慰労金基準の定めに従い、常勤取締役に対して役位毎の年間基本額を積み立て、役員退任時に累積額を算出して、株主総会の決議のもと取締役会にて支給額を決定しております。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は取締役会決議をもって決定しており、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、原案について独立社外取締役に諮問し答申を得ているため、取締役会としても当該方針に沿うものであると判断しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (内社外取締役)	109 (1)	109 (1)	— (—)	— (—)	16 (2)
監査役 (内社外監査役)	11 (2)	11 (2)	— (—)	— (—)	3 (2)
合 計 (内社外役員)	120 (3)	120 (3)	— (—)	— (—)	19 (4)

(注) 1. 上記には、令和3年6月29日開催の第109回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれております。

2. 平成元年6月29日開催の第77回定時株主総会の決議による取締役の報酬限度額は月額13百万円(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を除く)、監査役の報酬限度額は月額2百万円であります。なお、当該定時株主総会終結時の取締役の員数は15名、監査役の員数は3名であります。

3. 上記の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。

4. 上記の報酬等の額には、販売費及び一般管理費に計上した役員退職慰労引当金繰入額16百万円を含んでおります。

5. 上記の報酬等の額には、社外取締役2名及び社外監査役2名に対する報酬等の総額3百万円を含めております。

6. 令和3年6月29日開催の第109回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役及び令和3年2月10日付をもって辞任により退任した取締役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

取締役 2名 43百万円

(上記②及び過年度の事業報告において取締役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。)

7. 取締役会は、代表取締役に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、取締役会がその妥当性等について確認しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
①当社が支払うべき報酬等の額	32百万円
②当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。（最終改定 平成28年5月10日）

(1) 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスの徹底を最重要課題と位置付け、取締役一人ひとりが周知徹底しコンプライアンスを遵守し行動する。

コンプライアンス委員会を設置しコンプライアンスに係る事項を管理推進していく。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の決定に関する記録は、社内規程に基づき作成・保存する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① コンプライアンス、環境、災害、品質などに係るリスク管理は、社内規程で定めるとともに、各関係部門で必要に応じ研修の実施、マニュアルの作成・整備等を行い、適切に運用する。

② 新たに生じたリスクに対応するために必要な場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

(4) 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

① 3ヶ月に1回以上開催する取締役会に監査役が出席し、職務執行状況等を把握する。

② 緊急を要する場合は、必要に応じて取締役会を開催する。

(5) 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス規程に基づき運用し、教育・指導を実施する。

② 内部監査を実施する。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役会は業務執行についてグループ全体の監督を行い、監査室は業務執行やコンプライアンスの状況等について内部監査を実施する。

(7) 監査役の補助使用人に関する事項

現状では監査役の補助使用人を配置していないが、必要に応じ事務室を設置する。

(8) 監査役の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

監査役の補助使用人の人事は監査役会の同意を必要とする。当該使用人は監査役の指示に従い職務を遂行する。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちにこれを監査役に報告しなければならない。

② 監査役は、必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求める。

③ 監査室は、内部監査の結果を監査役に報告する。

(10) 監査役職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務執行に必要な費用について会社に請求があった場合、速やかに前払又は償還に応じる。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査室及び総務・経理部門等は監査役の事務を補助する。

(12) 反社会的勢力の排除に向けた体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、取引関係をはじめとする一切の関わりを排除したうえで、企業活動における社会的責任を果たしていくことを基本方針とする。この方針の遂行のために、情報収集や外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

前記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 法令及び定款の遵守（コンプライアンス）に対する取組みの状況

- ① 当事業年度においては、リスク管理委員会・コンプライアンス委員会を4回開催し、コンプライアンスに関する重要事項などに関し、担当部室から報告を受け代表取締役社長に報告しました。また、諸規程の改定を行い、常に社内で閲覧できる状態にしております。
- ② 社内定例会議、新入社員研修において内部統制とコンプライアンスに関する研修を行いました。また、内部コンプライアンス規程に基づき、内部通報制度を設定しており担当部署によって適切に運用を行っております。
- ③ 取引先については「反社会的勢力排除規程」に基づき新規取引先はもちろん、既存の取引先に関しても厳正なチェックを行い、反社会的勢力とは取引を行わないこととしています。

(2) 取締役の職務執行の効率性確保に対する取組みの状況

定時取締役会を6回、臨時取締役会を適宜実施しており、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役間の意思疎通を図り相互に業務執行を監督いたしました。

(3) 取締役の職務執行に係わる情報の保存及び管理に対する取組みの状況

取締役会議事録、稟議書等は規程に基づき、保存期間・所管部署を定めて適切に管理しています。

(4) 損失の危険の管理に対する取組みの状況

リスク管理委員会を設置して、当社グループの経営に重大な影響を与えるリスクを洗い出し、定期的に見直すとともに、必要に応じ損失を減らすための対応を行っております。

また、各部門から選出されたメンバーにより課題を検討し、効率的に損失の危機への対応を行っております。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための取組みの状況

当社子会社の経営管理につきましては、当社の企画室において子会社の経営管理体制を整備、統括するとともに、重要な事項については、事前に承認申請または報告を行っております。また、監査役及び監査室は、子会社に対する監査を実施しており、グループ経営に対応したモニタリングを実施しております。

~~~~~  
(注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

2. 営業収益等の金額には、消費税等は含まれておりません。

# 連結貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位:千円)

| 科 目      | 金 額        | 科 目          | 金 額        |
|----------|------------|--------------|------------|
| (資産の部)   |            | (負債の部)       |            |
| 流動資産     | 12,937,594 | 流動負債         | 13,839,298 |
| 現金及び預金   | 6,106,778  | 支払手形及び営業未払金  | 2,835,666  |
| 受取手形     | 1,011,335  | 短期借入金        | 8,134,042  |
| 営業未収入金   | 5,313,884  | リース債務        | 29,948     |
| リース投資資産  | 8,561      | 未払法人税等       | 294,443    |
| 棚卸資産     | 129,400    | 賞与引当金        | 262,562    |
| その他      | 370,116    | その他          | 2,282,635  |
| 貸倒引当金    | △2,483     | 固定負債         | 9,625,678  |
| 固定資産     | 29,619,404 | 長期借入金        | 5,841,795  |
| 有形固定資産   | 25,616,184 | リース債務        | 42,209     |
| 建物及び構築物  | 7,626,204  | 繰延税金負債       | 71,703     |
| 機械装置及び車両 | 1,562,814  | 役員退職慰労引当金    | 96,564     |
| 工具器具備品   | 38,392     | 退職給付に係る負債    | 3,407,899  |
| 土地       | 15,286,357 | 資産除去債務       | 109,408    |
| リース資産    | 42,415     | その他          | 56,098     |
| 建設仮勘定    | 1,060,000  | 負債合計         | 23,464,976 |
| 無形固定資産   | 573,426    | (純資産の部)      |            |
| 投資その他の資産 | 3,429,792  | 株主資本         | 18,588,426 |
| 投資有価証券   | 2,982,255  | 資本金          | 2,420,600  |
| 繰延税金資産   | 114,548    | 資本剰余金        | 1,770,388  |
| その他      | 348,506    | 利益剰余金        | 14,692,551 |
| 貸倒引当金    | △15,517    | 自己株式         | △295,113   |
| 資産合計     | 42,556,998 | その他の包括利益累計額  | 473,773    |
|          |            | その他有価証券評価差額金 | 474,232    |
|          |            | 退職給付に係る調整累計額 | △458       |
|          |            | 非支配株主持分      | 29,822     |
|          |            | 純資産合計        | 19,092,022 |
|          |            | 負債純資産合計      | 42,556,998 |

(注) 金額単位は千円未満を切り捨てて記載しております。

# 連結損益計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位:千円)

| 科 目             | 金       | 額          |
|-----------------|---------|------------|
| 営業収益            |         | 39,277,524 |
| 営業原価            |         | 36,285,826 |
| 営業総利益           |         | 2,991,698  |
| 販売費及び一般管理費      |         | 1,786,366  |
| 営業利益            |         | 1,205,331  |
| 営業外収益           |         |            |
| 受取利息及び配当金       | 45,512  |            |
| 受取賃貸料           | 166,974 |            |
| 持分法による投資利益      | 72,016  |            |
| その他             | 87,654  | 372,158    |
| 営業外費用           |         |            |
| 支払利息            | 143,690 |            |
| シンジケートローン手数料    | 20,000  |            |
| その他             | 7,802   | 171,493    |
| 経常利益            |         | 1,405,996  |
| 特別利益            |         |            |
| 固定資産売却益         | 529,334 | 529,334    |
| 特別損失            |         |            |
| 固定資産売却損         | 93      |            |
| 固定資産除却損         | 31,813  |            |
| ゴルフ会員権評価損       | 1,140   | 33,046     |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 1,902,283  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 538,148 |            |
| 法人税等調整額         | 118,158 | 656,307    |
| 当期純利益           |         | 1,245,976  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |         | 2,985      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 1,242,991  |

(注) 金額単位は千円未満を切り捨てて記載しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位:千円)

|                     | 株 主 資 本   |           |            |          |            |
|---------------------|-----------|-----------|------------|----------|------------|
|                     | 資 本 金     | 資本剰余金     | 利益剰余金      | 自 己 株 式  | 株主資本合計     |
| 当期首残高               | 2,420,600 | 1,770,388 | 13,591,473 | △294,219 | 17,488,242 |
| 当期変動額               |           |           |            |          |            |
| 剰余金の配当              |           |           | △141,913   |          | △141,913   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 |           |           | 1,242,991  |          | 1,242,991  |
| 自己株式の取得             |           |           |            | △893     | △893       |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |           |           |            |          |            |
| 当期変動額合計             | —         | —         | 1,101,078  | △893     | 1,100,184  |
| 当期末残高               | 2,420,600 | 1,770,388 | 14,692,551 | △295,113 | 18,588,426 |

|                     | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                       |                                 | 非支配株<br>主 持 分 | 純資産合計      |
|---------------------|-----------------------|-----------------------|---------------------------------|---------------|------------|
|                     | その他有価<br>証券評価差<br>額 金 | 退職給付に<br>係る調整累<br>計 額 | そ の 他 の 包<br>括 利 益 累 計<br>額 合 計 |               |            |
| 当期首残高               | 541,527               | 32,266                | 573,794                         | 29,149        | 18,091,186 |
| 当期変動額               |                       |                       |                                 |               |            |
| 剰余金の配当              |                       |                       |                                 |               | △141,913   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 |                       |                       |                                 |               | 1,242,991  |
| 自己株式の取得             |                       |                       |                                 |               | △893       |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | △67,295               | △32,725               | △100,021                        | 672           | △99,348    |
| 当期変動額合計             | △67,295               | △32,725               | △100,021                        | 672           | 1,000,835  |
| 当期末残高               | 474,232               | △458                  | 473,773                         | 29,822        | 19,092,022 |

(注) 金額単位は千円未満を切り捨てて記載しております。

## 連 結 注 記 表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### 1. 連結の範囲に関する事項

子会社9社はすべて連結しており、連結子会社名は、岡山県貨物鋼運(株)、昭和工運(株)、マルケー萩貨物自動車(株)、彦崎通運(株)、マルケー商事(株)、マルケー自動車整備(株)、岡山エールフォークリフト(株)、ハートスタッフ(株)、丸一倉庫運輸(株)であります。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

関連会社は2社であり、岡山県トラックターミナル(株)、山陽コンテナトランスポート(株)に対する投資について、持分法を適用しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、すべて連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額以外のものは全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

###### ② 棚卸資産……………主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### (2) 重要な減価償却資産の償却方法

###### ① 有形固定資産……………主として定率法によって減価償却を実施しておりますが、子会社のマルケー自動車整備(株)の建物については定額法によって減価償却を実施しております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は建物及び構築物24～50年、機械装置及び車両3～6年であります。

###### ② 無形固定資産……………定額法

（リース資産は除く）

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）によっております。

###### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - ② 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
  - ③ 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ① 退職給付に係る会計処理の方法
    - イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
 

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
    - ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法
 

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
  - ② 収益及び費用の計上基準
    - 営業収益
 

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の特典については、収益認識に関する注記に記載のとおりです。

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

<重要な会計上の見積りに関する注記>

繰延税金資産の回収可能性

1. 連結貸借対照表に計上した金額

繰延税金資産114,548千円（繰延税金負債と相殺する前の繰延税金資産は1,341,085千円であります。）

2. 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産の回収可能性の判断は主として将来の業績予測（課税所得見込み）に基づいて行われます。この将来の業績予測に際し新型コロナウイルス感染症及び原油価格の高騰による影響は令和5年3月期を通じて継続すると予測しております。その予測に基づき翌期の貨物取扱量は当期と概ね同水準で推移するものと仮定し、原油価格についても足元の国際情勢不安等を勘案し、当面の間現状の高騰状態が継続するものと仮定しております。また、他の費用については営業収益に応じた見積りを行っております。

新型コロナウイルス感染症及び原油価格の見積りには不確実性が伴うため、実際の結果はこれらの仮定と異なる場合があります。



<会計方針の変更に関する注記>

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、貨物運送収入は、従来、当社グループの各事業所において荷主より貨物運送を受託し発送した日を基準として収益を計上しておりましたが、一定の期間にわたり収益を認識する処理に変更しております。また、一部の取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客から受け取る額から第三者のために回収する金額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。なお、当該会計基準の適用が当連結計算書類に及ぼす影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

<追加情報>

新型コロナウイルス感染症に伴う会計上の見積りについて

新型コロナウイルス感染症の影響や収束時期等を正確に予測することは困難でありませ

ず。当社グループにおいては、感染症の影響が令和5年3月期を通じて継続するものと仮定し、繰延税金資産の回収可能性の判断や減損損失等の会計上の見積りを行っております。

新型コロナウイルス感染症による影響は不確定要素が多く、感染症の影響が変化した場合には、当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

<連結貸借対照表に関する注記>

1. 棚卸資産の内容

|          |           |
|----------|-----------|
| 商品       | 29,910千円  |
| 原材料及び貯蔵品 | 99,490千円  |
| 合計       | 129,400千円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 39,009,018千円

|               |         |             |
|---------------|---------|-------------|
| 3. 担保に供している資産 | 建物及び構築物 | 4,589,532千円 |
|               | 土地      | 7,852,021千円 |
| 上記に対応する債務     | 短期借入金   | 5,161,650千円 |
|               | 長期借入金   | 4,467,212千円 |

4. 受取手形割引高 5,400千円

<連結株主資本等変動計算書に関する注記>

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 2,200,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当支払額

| 決議                  | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 配当の原資 | 1株当たり配当額(円) | 基準日           | 効力発生日         |
|---------------------|-------|------------|-------|-------------|---------------|---------------|
| 令和3年6月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 141,913    | 利益剰余金 | 70          | 令和3年<br>3月31日 | 令和3年<br>6月30日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議予定                | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 配当の原資 | 1株当たり配当額(円) | 基準日           | 効力発生日         |
|---------------------|-------|------------|-------|-------------|---------------|---------------|
| 令和4年6月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 141,892    | 利益剰余金 | 70          | 令和4年<br>3月31日 | 令和4年<br>6月30日 |

<金融商品に関する注記>

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入によっております。

受取手形及び営業未収入金に係る信用リスクは、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形及び営業未払金は、そのほとんどが1年以内に決済されるものであります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は設備投資に係る資金調達であります。



## 2. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額1,631,917千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、営業未収入金、支払手形及び営業未払金ならびに短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

|                          | 連結貸借対照表<br>計上額（※1） | 時 価（※1）      | 差 額    |
|--------------------------|--------------------|--------------|--------|
| 投資有価証券<br>その他有価証券        | 1,350,337          | 1,350,337    | —      |
| 長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む） | (11,396,237)       | (11,362,378) | 33,858 |

（※1）負債に計上されているものは（ ）で示しております。

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：千円）

| 区分                      | 時価        |      |      |           |
|-------------------------|-----------|------|------|-----------|
|                         | レベル1      | レベル2 | レベル3 | 合計        |
| 投資有価証券<br>その他有価証券<br>株式 | 1,350,337 | —    | —    | 1,350,337 |

### (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：千円）

| 区分    | 時価   |            |      |            |
|-------|------|------------|------|------------|
|       | レベル1 | レベル2       | レベル3 | 合計         |
| 長期借入金 | —    | 11,362,378 | —    | 11,362,378 |

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元金利の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

<賃貸等不動産に関する注記>

1. 当社及び一部の子会社では、大阪府その他の地域で、賃貸商業施設等を所有しております。
2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

| 連結貸借対照表計上額  | 時 価         |
|-------------|-------------|
| 1,305,239千円 | 4,348,078千円 |

(注1) 当連結貸借対照表計上額は、取得原価からの減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額、その他の物件については観察可能な市場価格に基づいて算定しております。

<税効果会計に関する注記>

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

|              |              |
|--------------|--------------|
| 繰延税金資産       |              |
| 賞与引当金        | 95,589千円     |
| 未払事業税        | 34,649千円     |
| 役員退職慰労引当金    | 29,580千円     |
| 退職給付に係る負債    | 1,047,229千円  |
| 減損損失         | 1,160,196千円  |
| 土地           | 152,592千円    |
| その他          | 52,952千円     |
| 繰延税金資産小計     | 2,572,789千円  |
| 評価性引当額       | △1,231,703千円 |
| 繰延税金資産合計     | 1,341,085千円  |
| 繰延税金負債との相殺   | △1,226,537千円 |
| 繰延税金資産の純額    | 114,548千円    |
| 繰延税金負債       |              |
| 固定資産圧縮積立金    | 1,006,103千円  |
| その他有価証券評価差額金 | 212,558千円    |
| 土地           | 76,407千円     |
| その他          | 3,171千円      |
| 繰延税金負債合計     | 1,298,240千円  |
| 繰延税金資産との相殺   | △1,226,537千円 |
| 繰延税金負債の純額    | 71,703千円     |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

|                   |        |
|-------------------|--------|
| 法定実効税率            | 30.46% |
| (調整)              |        |
| 交際費等損金に算入されない項目   | 0.30%  |
| 受取配当金等益金に算入されない項目 | △0.12% |
| 住民税均等割            | 3.81%  |
| 評価性引当額の増減         | 0.28%  |
| 持分法による投資利益        | △1.15% |
| その他               | 0.92%  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 34.50% |

<収益認識に関する注記>

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位:千円)

| 貨物運送関連     | 石油製品販売    | その他     | 合計         |
|------------|-----------|---------|------------|
| 37,510,345 | 1,006,262 | 760,916 | 39,277,524 |

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループでは主として貨物運送サービスと石油製品の販売を行っております。

貨物運送サービスについては、主として顧客に貨物運送サービスの提供を履行義務として識別しており、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。なお、家電リサイクルに関する指定引き取り場所・リサイクルプラントへの輸送においては当社グループ以外の他の当事者が関与しております。その性質は、当社グループが地区管理会社として管理代行を行っているのみであり、当該他の当事者により指定引き取り場所・リサイクルプラントへの輸送が提供されるように管理することが当社グループの履行義務であることから、代理人として取引を行っていると判断しております。当該取引における取引価格の算定に際しては、取引価格を顧客から受け取る対価の額から他の当事者に支払う額を控除した純額により算定しております。

石油製品の販売については、顧客に石油製品を販売することを履行義務として識別しており、履行義務の充足時点については顧客に引き渡した時点としております。これは当該時点が商品の法的所有権、物理的占有、商品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が顧客に移転し、顧客から取引対価の支払いを受ける権利を得ていると判断できるためであります。

履行義務充足後の支払は、履行義務の充足時点から1年以内に行われるため、重要な金融要素は含んでおりません。

<1株当たり情報に関する注記>

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 9,404円00銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 613円16銭   |

<重要な後発事象に関する注記>

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位:千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目            | 金 額               |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>  |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>10,596,118</b> | <b>流動負債</b>    | <b>12,644,322</b> |
| 現金及び預金          | 4,522,788         | 営業未払金          | 2,385,383         |
| 受取手形            | 312,317           | 短期借入金          | 2,461,600         |
| 電子記録債権          | 623,076           | 1年以内返済予定の長期借入金 | 5,400,000         |
| 営業未収入金          | 4,722,820         | リース債務          | 11,596            |
| 貯蔵品             | 68,077            | 未払金            | 161,877           |
| 前払費用            | 159,200           | 未払消費税等         | 112,343           |
| 未収入金            | 50,820            | 未払費用           | 681,169           |
| その他             | 139,301           | 未払法人税等         | 168,637           |
| 貸倒引当金           | △2,283            | 預り金            | 332,403           |
| <b>固定資産</b>     | <b>26,884,391</b> | 従業員預り金         | 226,551           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>24,051,488</b> | 賞与引当金          | 220,000           |
| 建物              | 6,597,362         | 設備未払金          | 224,392           |
| 構築物             | 440,709           | その他            | 258,369           |
| 機械装置            | 35,591            | <b>固定負債</b>    | <b>9,084,102</b>  |
| 車両              | 1,268,182         | 長期借入金          | 5,567,500         |
| 工具器具備品          | 28,727            | リース債務          | 7,953             |
| 土地              | 14,601,581        | 長期未払金          | 1,102             |
| リース資産           | 19,333            | 繰延税金負債         | 110,964           |
| 建設仮勘定           | 1,060,000         | 退職給付引当金        | 3,168,183         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>538,615</b>    | 役員退職慰労引当金      | 88,600            |
| 借地権             | 502,980           | 債務保証損失引当金      | 15,000            |
| ソフトウェア          | 14,052            | 資産除去債務         | 109,408           |
| 電話加入権           | 21,376            | 預り保証金          | 15,390            |
| 施設利用権           | 206               | <b>負債合計</b>    | <b>21,728,424</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>2,294,286</b>  | <b>(純資産の部)</b> |                   |
| 投資有価証券          | 1,321,918         | <b>株主資本</b>    | <b>15,334,052</b> |
| 関係会社株式          | 738,000           | 資本金            | 2,420,600         |
| 長期前払費用          | 27,694            | 資本剰余金          | 1,762,031         |
| その他             | 222,190           | 資本準備金          | 1,761,954         |
| 貸倒引当金           | △15,517           | その他資本剰余金       | 77                |
| <b>資産合計</b>     | <b>37,480,510</b> | <b>利益剰余金</b>   | <b>11,446,534</b> |
|                 |                   | 利益準備金          | 311,000           |
|                 |                   | その他利益剰余金       | 11,135,534        |
|                 |                   | 固定資産圧縮積立金      | 2,296,929         |
|                 |                   | 別途積立金          | 7,111,000         |
|                 |                   | 繰越利益剰余金        | 1,727,605         |
|                 |                   | <b>自己株式</b>    | <b>△295,113</b>   |
|                 |                   | 評価・換算差額等       | 418,032           |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金   | 418,032           |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>   | <b>15,752,085</b> |
|                 |                   | <b>負債純資産合計</b> | <b>37,480,510</b> |

(注) 金額単位は千円未満を切り捨てて記載しております。

# 損 益 計 算 書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位:千円)

| 科 目          | 金          | 額          |
|--------------|------------|------------|
| 営業収益         |            |            |
| 貨物運送事業収益     | 33,668,054 |            |
| 倉庫業収益等       | 441,829    | 34,109,883 |
| 営業原価         |            | 32,459,956 |
| 営業総利益        |            | 1,649,927  |
| 販売費及び一般管理費   |            | 1,072,185  |
| 営業利益         |            | 577,741    |
| 営業外収益        |            |            |
| 受取利息及び配当金    | 226,600    |            |
| 受取賃貸料        | 232,178    |            |
| その他          | 82,820     | 541,598    |
| 営業外費用        |            |            |
| 支払利息         | 134,129    |            |
| シンジケートローン手数料 | 20,000     |            |
| その他          | 6,777      | 160,906    |
| 経常利益         |            | 958,433    |
| 特別利益         |            |            |
| 固定資産売却益      | 521,831    | 521,831    |
| 特別損失         |            |            |
| 固定資産売却損      | 93         |            |
| 固定資産除却損      | 31,813     |            |
| ゴルフ会員権評価損    | 1,140      | 33,046     |
| 税引前当期純利益     |            | 1,447,218  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 329,105    |            |
| 法人税等調整額      | 124,116    | 453,221    |
| 当期純利益        |            | 993,997    |

(注) 金額単位は千円未満を切り捨てて記載しております。

# 株主資本等変動計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位:千円)

|                     | 株 主 資 本   |           |                 |               |           |
|---------------------|-----------|-----------|-----------------|---------------|-----------|
|                     | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |                 |               | 利 益 剰 余 金 |
|                     |           | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | 利 益 準 備 金 |
| 当期首残高               | 2,420,600 | 1,761,954 | 77              | 1,762,031     | 311,000   |
| 当期変動額               |           |           |                 |               |           |
| 剰余金の配当              |           |           |                 |               |           |
| 固定資産圧縮積立金の積立        |           |           |                 |               |           |
| 固定資産圧縮積立金の取崩        |           |           |                 |               |           |
| 別途積立金の積立            |           |           |                 |               |           |
| 当期純利益               |           |           |                 |               |           |
| 自己株式の取得             |           |           |                 |               |           |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |           |           |                 |               |           |
| 当期変動額合計             | -         | -         | -               | -             | -         |
| 当期末残高               | 2,420,600 | 1,761,954 | 77              | 1,762,031     | 311,000   |

|                     | 株 主 資 本           |           |               |               |          |
|---------------------|-------------------|-----------|---------------|---------------|----------|
|                     | 利 益 剰 余 金         |           |               |               | 自 己 株 式  |
|                     | そ の 他 利 益 剰 余 金   |           |               | 利 益 剰 余 金 合 計 |          |
|                     | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 | 別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 |               |          |
| 当期首残高               | 2,082,128         | 6,411,000 | 1,790,322     | 10,594,450    | △294,219 |
| 当期変動額               |                   |           |               |               |          |
| 剰余金の配当              |                   |           | △141,913      | △141,913      |          |
| 固定資産圧縮積立金の積立        | 249,690           |           | △249,690      | -             |          |
| 固定資産圧縮積立金の取崩        | △34,889           |           | 34,889        | -             |          |
| 別途積立金の積立            |                   | 700,000   | △700,000      | -             |          |
| 当期純利益               |                   |           | 993,997       | 993,997       |          |
| 自己株式の取得             |                   |           |               |               | △893     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |                   |           |               |               |          |
| 当期変動額合計             | 214,800           | 700,000   | △62,716       | 852,084       | △893     |
| 当期末残高               | 2,296,929         | 7,111,000 | 1,727,605     | 11,446,534    | △295,113 |

|                     | 株 主 資 本     | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         |                     | 純 資 産 合 計  |
|---------------------|-------------|-------------------------|---------------------|------------|
|                     | 株 主 資 本 合 計 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 |            |
| 当期首残高               | 14,482,862  | 496,416                 | 496,416             | 14,979,279 |
| 当期変動額               |             |                         |                     |            |
| 剰余金の配当              | △141,913    |                         |                     | △141,913   |
| 固定資産圧縮積立金の積立        | -           |                         |                     | -          |
| 固定資産圧縮積立金の取崩        | -           |                         |                     | -          |
| 別途積立金の積立            | -           |                         |                     | -          |
| 当期純利益               | 993,997     |                         |                     | 993,997    |
| 自己株式の取得             | △893        |                         |                     | △893       |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |             | △78,384                 | △78,384             | △78,384    |
| 当期変動額合計             | 851,190     | △78,384                 | △78,384             | 772,806    |
| 当期末残高               | 15,334,052  | 418,032                 | 418,032             | 15,752,085 |

(注) 金額単位は千円未満を切り捨てて記載しております。

## 個 別 注 記 表

### <重要な会計方針>

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産

貯蔵品……………先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産……………定率法

（リース資産は除く）

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は建物24～50年、車両3～6年であります。

##### (2) 無形固定資産及び長期前払費用……………定額法

（リース資産は除く）

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）によっております。

##### (3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。



(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 債務保証損失引当金

関係会社に対する債務保証による損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失見込額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 収益の計上基準

営業収益

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、連結注記表<収益認識に関する注記>に記載のとおりです。

<重要な会計上の見積りに関する注記>

繰延税金資産の回収可能性

1. 貸借対照表に計上した金額

繰延税金負債110,964千円（繰延税金負債と相殺する前の繰延税金資産は1,081,439千円であります。）

2. 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表<重要な会計上の見積りに関する注記>に記載のとおりです。



<会計方針の変更に関する注記>

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、貨物運送収入は、従来、当社の各事業所において荷主より貨物運送を受託し発送した日を基準として収益を計上しておりましたが、一定の期間にわたり収益を認識する処理に変更しております。また、一部の取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客から受け取る額から第三者のために回収する金額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。なお、当該会計基準の適用が当計算書類に及ぼす影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

<追加情報>

新型コロナウイルス感染症に伴う会計上の見積りについて

新型コロナウイルス感染症の影響や収束時期等を正確に予測することは困難であります。

当社においては、感染症の影響が令和5年3月期を通じて継続するものと仮定し、繰延税金資産の回収可能性の判断や減損損失等の会計上の見積りを行っております。

新型コロナウイルス感染症による影響は不確定要素が多く、感染症の影響が変化した場合には、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

<貸借対照表に関する注記>

|                          |              |
|--------------------------|--------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額        | 34,814,226千円 |
| 2. 担保に供している資産            |              |
| 建物                       | 4,535,363千円  |
| 土地                       | 7,478,484千円  |
| 上記に対応する債務                |              |
| 短期借入金                    | 2,461,600千円  |
| 1年以内返済予定の長期借入金           | 2,620,000千円  |
| 長期借入金                    | 4,432,500千円  |
| 3. 関係会社に対する金銭債権・債務       |              |
| 短期金銭債権                   | 37,878千円     |
| 短期金銭債務                   | 757,893千円    |
| 4. 偶発債務                  |              |
| 保証債務                     |              |
| 関係会社の金融機関に対する借入等に対する債務保証 | 249,857千円    |
| 関係会社の取引先との商取引に対する債務保証    | 426,780千円    |

<損益計算書に関する注記>

|            |             |
|------------|-------------|
| 関係会社との取引高  |             |
| 営業収益       | 95,247千円    |
| 営業原価       | 4,234,060千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 204,293千円   |

<株主資本等変動計算書に関する注記>

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数(株) | 当事業年度増加株式数(株) | 当事業年度減少株式数(株) | 当事業年度末の株式数(株) |
|-------|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 普通株式  | 172,667        | 303           | —             | 172,970       |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加303株は、全て単元未満株式の買取による増加であります。

<税効果会計に関する注記>

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

|              |              |
|--------------|--------------|
| 繰延税金資産       |              |
| 賞与引当金        | 78,587千円     |
| 未払事業税        | 24,592千円     |
| 退職給付引当金      | 965,029千円    |
| 役員退職慰労引当金    | 26,987千円     |
| 減損損失         | 928,273千円    |
| 債務保証損失引当金    | 4,569千円      |
| 資産除去債務       | 33,326千円     |
| その他          | 28,536千円     |
| 繰延税金資産小計     | 2,089,899千円  |
| 評価性引当額       | △1,008,460千円 |
| 繰延税金資産合計     | 1,081,439千円  |
| 繰延税金負債       |              |
| 固定資産圧縮積立金    | 1,006,103千円  |
| その他有価証券評価差額金 | 183,128千円    |
| その他          | 3,172千円      |
| 繰延税金負債合計     | 1,192,403千円  |
| 繰延税金負債の純額    | 110,964千円    |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

|                   |        |
|-------------------|--------|
| 法定実効税率            | 30.46% |
| (調整)              |        |
| 交際費等損金に算入されない項目   | 0.34%  |
| 受取配当金等益金に算入されない項目 | △4.13% |
| 住民税均等割            | 4.84%  |
| 評価性引当額の増減         | 0.16%  |
| その他               | △0.35% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 31.32% |

<関連当事者との取引に関する注記>

子会社及び関連会社等

(単位:千円)

| 種 類 | 会 社 等<br>の 名 称 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者<br>との 関係         | 取引の内容         | 取引金額           | 科 目    | 期末残高    |
|-----|----------------|--------------------|------------------------|---------------|----------------|--------|---------|
| 子会社 | マルケー<br>商事(株)  | 所有<br>直接100%       | 役員の兼任<br>燃料の購入<br>債務保証 | 燃料の購入         | 2,268,474      | 営業未払金  | 440,248 |
|     |                |                    |                        | 債務保証          | 433,117        | —      | —       |
|     |                |                    |                        | 受取保証料         | 1,408          | —      | —       |
| 子会社 | 岡山県貨<br>物鋼運(株) | 所有<br>直接100%       | 役員の兼任<br>債務保証          | 債務保証<br>受取保証料 | 100,841<br>574 | —<br>— | —<br>—  |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 燃料の購入については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しております。  
2. 債務保証については、子会社の金融機関に対する借入等及び取引先との商取引に  
対するものであります。また、受取保証料については信用リスクを勘案して決定し  
ております。

<収益認識に関する注記>

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表<収益認識  
に関する注記>に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

<1株当たり情報に関する注記>

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 7,771円01銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 490円33銭   |

<重要な後発事象に関する注記>

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

令和4年5月16日

岡山県貨物運送株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 川 合 弘 泰 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 福 井 さ わ 子 ⑩

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、岡山県貨物運送株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡山県貨物運送株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

令和4年5月16日

岡山県貨物運送株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 川 合 弘 泰 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 福 井 さ わ 子 ⑩

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、岡山県貨物運送株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第110期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月23日

岡山県貨物運送株式会社 監査役会

常勤監査役 若 狭 慎 一 ①

社外監査役 中 山 紀 昭 ①

社外監査役 宮 原 秀 樹 ①

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当金につきましては、当期の業績並びに今後の経営環境等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金70円とし、配当総額は141,892,100円といたします。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和4年6月30日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 700,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 700,000,000円

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 変更案第14条第1項及び第2項の新設に伴い、現行定款第14条以下を1条ずつ繰り下げるものであります。

(4) 上記の新設に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

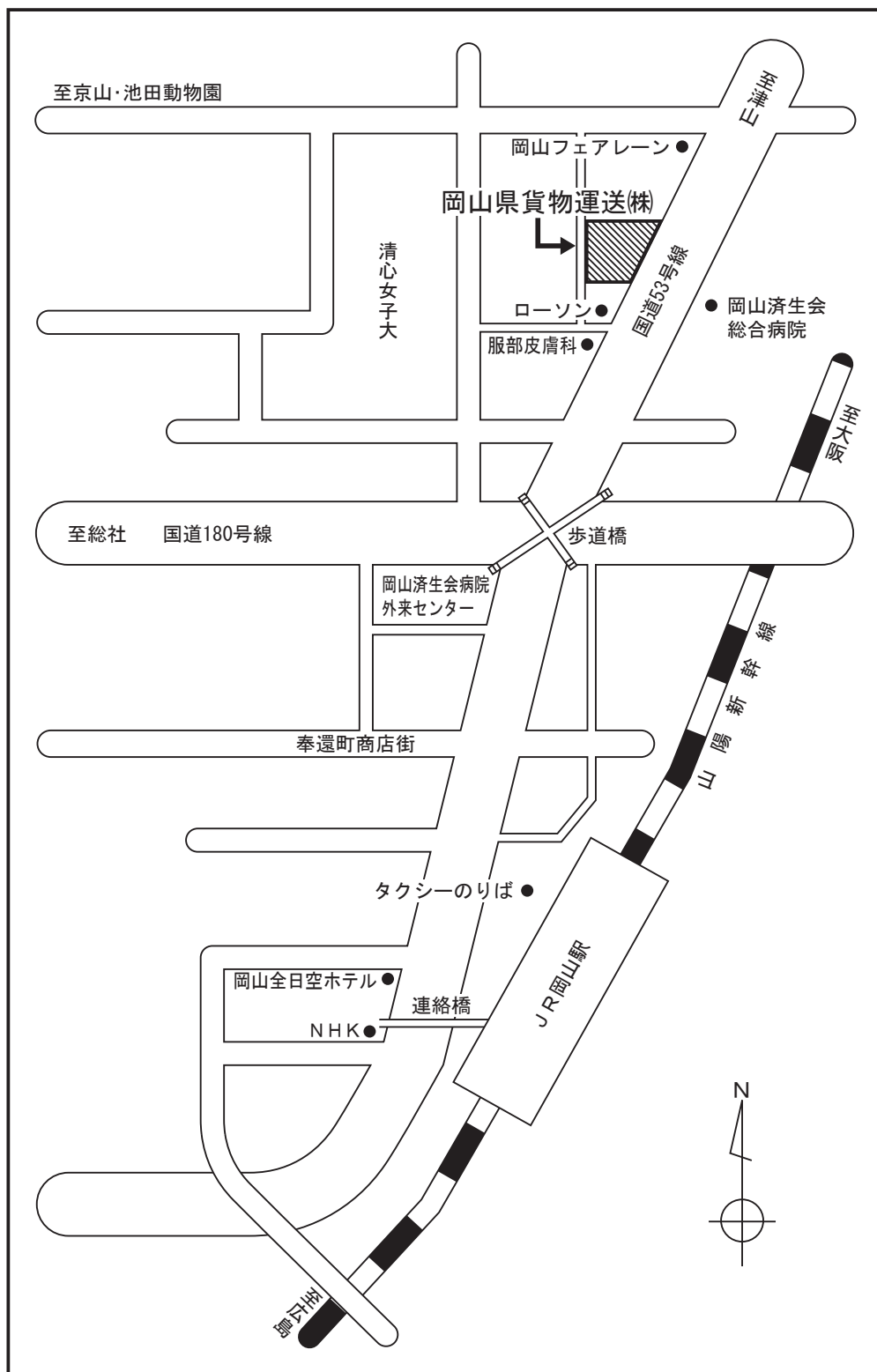
(下線は変更部分)

| 現 行 定 款                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>第14条～第30条 (条文省略)</p> | <p><u>(株主総会参考書類等の電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、<u>電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第15条～第31条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 定款第14条の規定の新設及びそれに伴う条数の繰り下げは、<u>会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和4年9月1日から効力を生ずるものとする。なお、本附則は効力発生日経過後これを削除するものとする。</u></p> |
|                                     | <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場 岡山市北区清心町4番31号  
岡山県貨物運送株式会社社会議室



● JR岡山駅（西口）から、徒歩約15分です。